



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 321 号

平成 30 年 7 月 5 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ
〒536-0006 大阪府野江 4 丁目 1 番 6 号
TEL : (06) 6930-6388
FAX : (06) 6930-6389

17年度査察白書、脱税総額 135 億円 着手 174 件中検察庁に 113 件を告発

国税庁が公表した 2017 年度の査察の概要によると、今年 4 月までの 1 年間に行った査察の着手件数は前年度に比べて 4 件少ない 174 件で、平成に入ってから最も少ない件数となっている。一方、検察庁への告発の可否を最終的に判断した処理件数は、前年度以前に着手した継続事案を含めて 163 件で、このうち 69.3% にあたる 113 件について、事案が高額・悪質などの理由から検察庁に告発した。

処理した 163 件の脱税総額は 135 億 900 万円。このうち告発分は 100 億 100 万円で、1 件当たりでみると全体では 8300 万円、告発分のみでは 8900 万円。告発件数の多かった業種では、「建設業」26 者、「不動産業」10 者、「人材派遣」5 者の順で、建設業と不動産業は“不動のツートップ”だ。

国税当局が積極的に取り組んでいるのが、税目では預り金的性格が強い消費税。同年度も 27 件を告発しているが、このうち 12 件を受還付事案が占めている。また、目を光らせているのが、申告納税制度の根幹を揺るがすものである無申告ほ脱事案。同事案絡みの告発件数は 21 件で、このうち 2011 年度に創設された「単純無申告ほ脱犯」を適用した件数は 8 件となっている。

なお、告発された査察事件の一審判決の状況をみると、同年中に 143 件に判決が言い渡され、全てで有罪判決が下され 8 人が実刑判決となった。このうち、不正に多額の消費税の還付を受けている者は過去最高となる懲役 7 年 6 ヶ月が下されている。